

○糸島市健康づくり推進協議会設置規程

平成24年 5 月23日

告示第133号

改正 平成26年 5 月26日告示第141号

平成27年 3 月31日告示第84号

(題名改称)

(設置)

第1条 本市の健康づくりを総合的かつ効率的に進めるため、糸島市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平27告示84・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の健康の増進に関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(平27告示84・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人糸島医師会の代表
- (2) 糸島医師会病院の代表
- (3) 一般社団法人糸島歯科医師会の代表
- (4) 一般社団法人糸島薬剤師会の代表
- (5) 糸島保健福祉事務所の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市民代表
- (8) 市長が特に必要と認める者

(平26告示141・平27告示84・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月26日告示第141号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第84号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。